

四日市港港湾計画（改訂案）

に対する意見募集資料

意見募集期間 R7. 12. 26～R8. 1. 26

**令和7年12月
四日市港管理組合**

一目 次一

1. 港湾計画改訂の方針	1
2. 目標年次における取扱貨物量の設定	4
3. 港湾計画で定める機能別の主な施設計画	6
4. 計画変更内容	12

1. 港湾計画改訂の方針

(四日市港を取り巻く情勢)

近年、新名神高速道路等の開通により四日市港背後圏の道路ネットワークが飛躍的に向上しており、四日市港周辺の物流効率化に伴う集荷圏の拡大や新たな企業立地が見込まれる等、「地域に貢献する、なくてはならない存在」として、ますます発展することが期待されている。

また、カーボンニュートラルに向けた産業構造の転換をはじめ、自然災害の激甚化・頻発化、産業における国際競争の加速等、四日市港を取り巻く状況は大きな変化が生じている。

これらに対応していくため、物流・産業の観点では、円滑な港内物流を確保することで、選ばれる港として価値を高めることが求められている。また、四日市コンビナートの基盤産業としての永続的な維持・発展に向け、背後立地企業の脱炭素化ニーズに対応した港湾施設の拡充が求められている。

交流の観点では、港特有の景観や観光資源を活用するため、港の魅力に触れられる親水空間を提供することが求められている。

防災・安全の観点では、信頼性・安全性の高い港を将来的にも維持・発展させるため、港湾施設の防災機能の強化を図るとともに、港内の機能配置の転換が求められている。

(計画の基本方針)

四日市港が「地域に貢献する、なくてはならない存在」となることを基本理念として、令和6年3月に策定した四日市港長期構想における4つの将来像を実現するため、令和10年代後半を目標年次として、四日市港港湾計画を改訂するものである。

【基本理念】

「地域に貢献する、なくてはならない存在としての四日市港づくり」

【目指すべき将来像】

背後圏産業の持続的な成長を支えるみなと・四日市港

魅力にあふれ、人々が交流するみなと・四日市港

住民・産業を守るみなと・四日市港

自然とヒト・モノが共生するみなと・四日市港

前記「目指すべき将来像」の実現に向けた四日市港における取組を、【物流・産業】、【交流・観光】、【防災・安全】の機能に分類のうえ整理した。

(1) 【物流・産業】効率的な物流で背後圏産業の発展を支える港づくり

- 周辺道路の渋滞に左右されない貨物輸送の定時性・即時性の確保に向け、臨港交通体系の充実を図る。
- 臨海部産業全体のカーボンニュートラル化を見据え、カーボンニュートラルを推進していくために必要となる用地を確保する。

(2) 【交流・観光】まちづくりと一体となって賑わいを創出する港づくり

- 港の魅力に触れられる親水空間を提供するため、遊休化・老朽化した港湾施設の親水護岸や緑地への利用転換を図る。

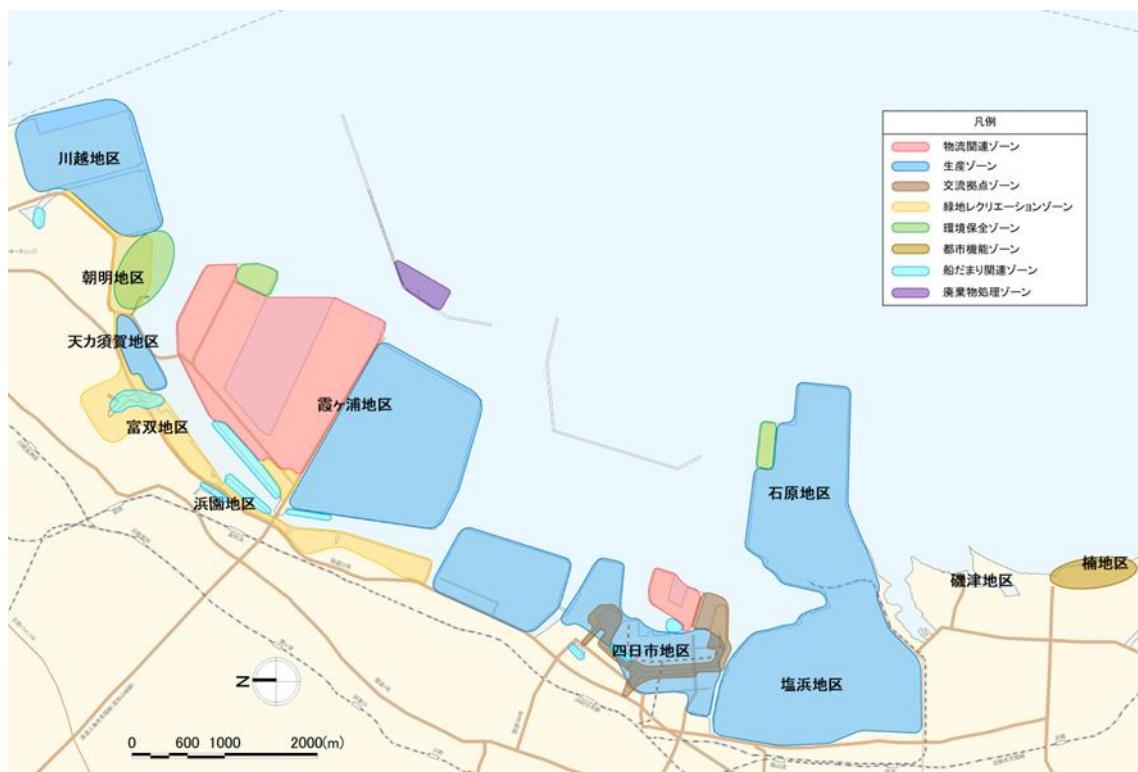
(3) 【防災・安全】港湾活動の信頼性・安全性を確保する港づくり

- 航行安全性確保に必要な航路・泊地整備や維持浚渫により発生する土砂等を適正に処分するため、海面処分場を確保する。
- 大規模地震の発生等、災害時における緊急物資の輸送機能や、災害時においても経済活動を維持する国際物流機能を確保するため、大規模地震対策を進める。
- 小型船舶の停泊時の安全性向上を図るため、プレジャー・ボート等の小型船舶の適正な収容施設を確保する。
- 気候変動による海面上昇及び高潮・高波リスクの増大が懸念されていることから、これらへの対応も進める。

(空間利用)

物流・産業、交流、防災・安全、環境の多様な機能を適正に配置し、効率性、快適性、安全性の高い港湾空間を形成するため、四日市港長期構想で描いた空間利用ゾーニングを踏まえ、港湾空間を以下のように利用する。

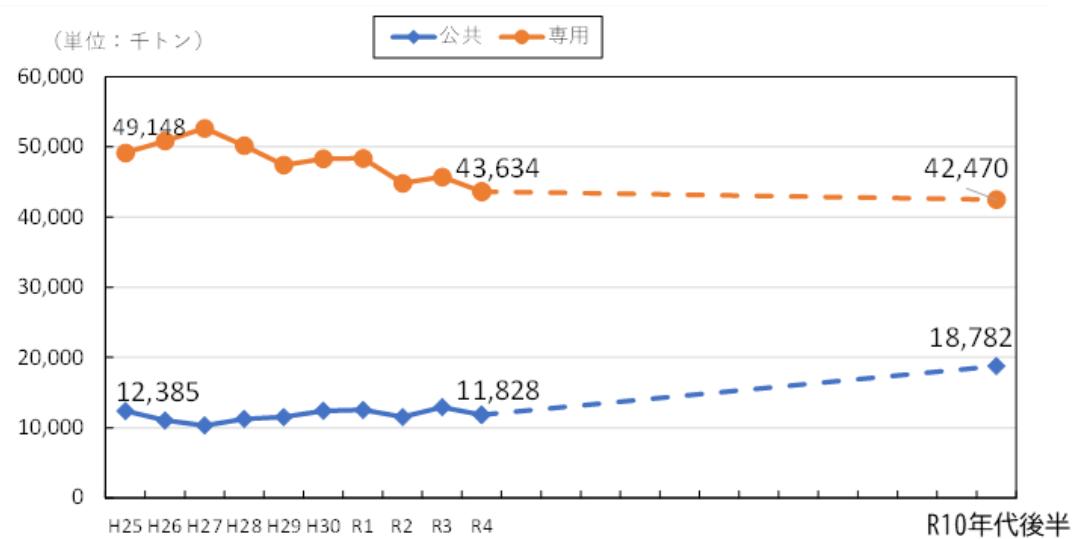
- ① 霞ヶ浦地区の北埠頭及び南埠頭北部は、外内貿コンテナや外内貿バルク、完成自動車等を中心に取り扱う物流関連ゾーンとする。
- ② 四日市地区北部は、外内貿バルクを中心に取扱う物流関連ゾーンとする。
- ③ 四日市地区南部は、千歳運河沿いを中心として交流拠点ゾーンとする。
- ④ 川越地区、天力須賀地区、霞ヶ浦地区南埠頭南部、四日市地区大協・午起、塩浜地区及び石原地区は生産ゾーンとする。
- ⑤ 朝明地区、天力須賀地区、富双地区、浜園地区及び霞ヶ浦地区北埠頭東部は、緑地レクリエーションゾーンとする。
- ⑥ 朝明地区、霞ヶ浦地区北埠頭東部及び石原地区北部は環境保全ゾーンとする。
- ⑦ 川越地区、天力須賀地区、富双地区、浜園地区、霞ヶ浦地区、四日市地区は、運河沿いを中心として船だまり関連ゾーンとする。
- ⑧ 霞ヶ浦地区の沖合区域は、浚渫土砂等の埋立を想定した廃棄物処理ゾーンとする。
- ⑨ 楠地区は都市機能ゾーンとする。



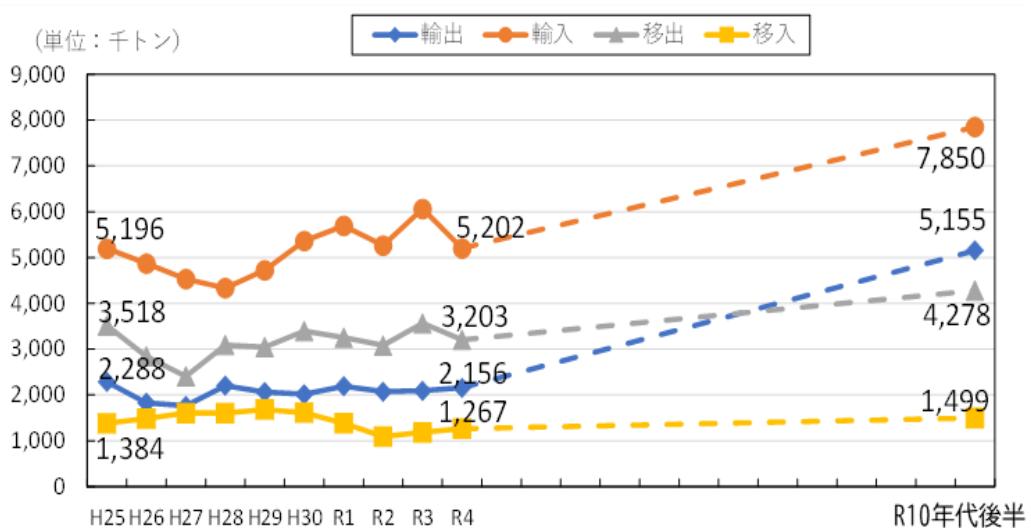
2. 目標年次における取扱貨物量の設定

- 四日市港の目標年次における取扱貨物量は、公共貨物は1,878万トンまで増加、専用貨物は4,247万トンとほぼ横ばいとの推計結果となった。
- 公共貨物については、背後道路ネットワークの開通や東南アジア航路サービスの充実を見込む外貿コンテナ貨物の大幅な増加を中心に、新たな取扱いを見込む結果となった。
- 専用貨物については、大宗品目が現状維持を見込むものが多いことから、ほぼ横ばいとの結果となった。

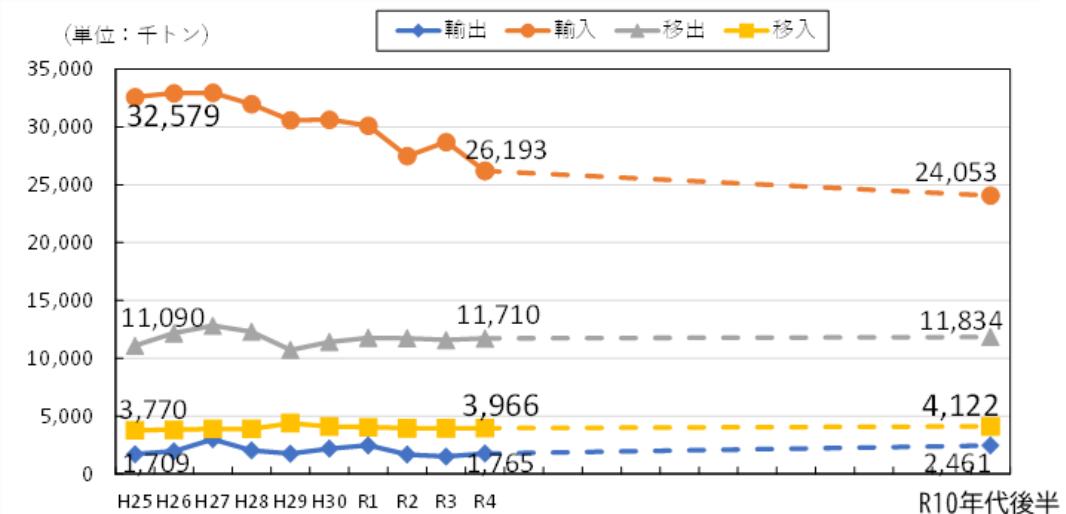
四日市港の取扱貨物量の推計(公共・専用別)



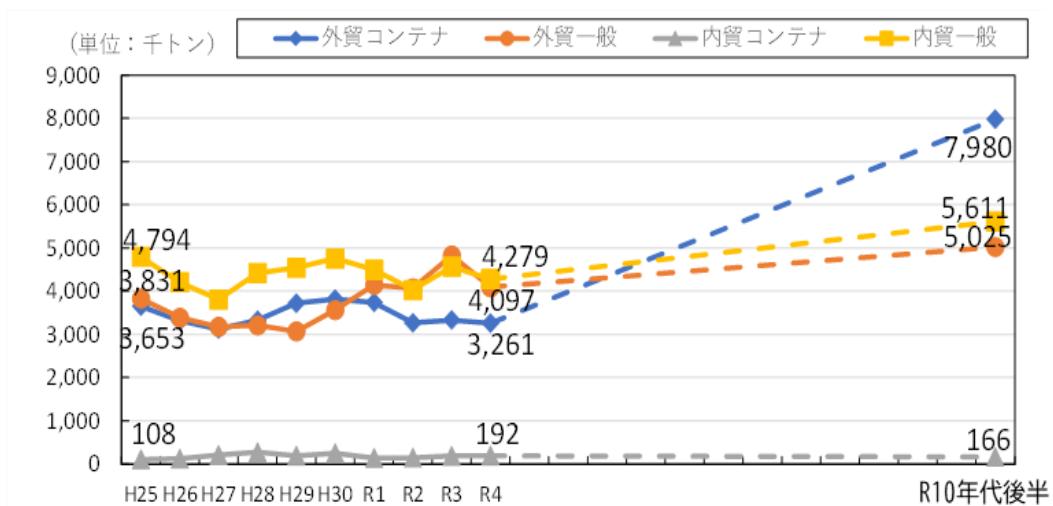
四日市港の公共貨物量の推計(輸移出入別)



四日市港の専用貨物量の推計(輸移出入別)



四日市港の公共貨物量の推計(公共荷姿別)

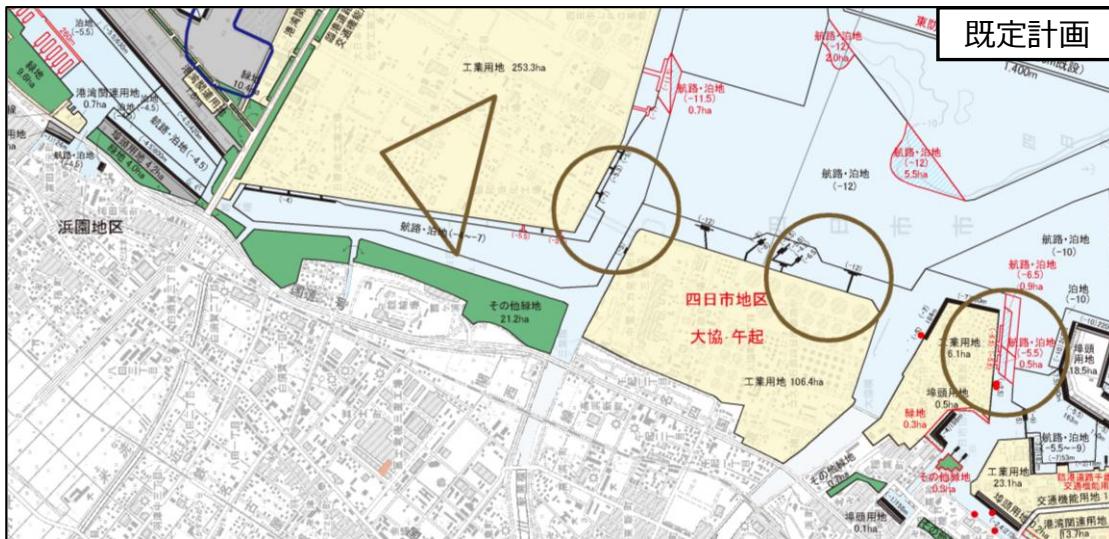


3. 港湾計画で定める機能別の主な施設計画

【物流・産業機能にかかる主な施設計画】

① 南北軸のアクセス道路の整備

- ・霞ヶ浦地区から四日市地区を結ぶ貨物輸送の定時性・即時性の確保に向けて南北軸の効率化を図るため、臨港道路霞4号幹線から国道164号までの間を結ぶ4車線の臨港道路霞・四日市線を新たに位置づける。
- ・新たな道路整備により、港内物流の定時性の確保や物流効率化による貨物量増加、また災害時における南北軸の緊急物資輸送の代替ルートとしての活用及び港湾物流の確保が期待される。
- ・国道164号から石原・塩浜地区までの間については、将来的な港湾計画への位置付けを目指し、引き続き検討・調整を進める。



② 脱炭素化を推進していくための用地の確保

- ・石原地区について脱炭素化を推進するための用地に利用転換するため、石原地区の海面処分用地を工業用地とする土地利用計画を位置付ける。また、アクセス道路として臨港道路塩浜線を位置付ける。
- ・企業ヒアリングにおいて、脱炭素化に資する事業用地としての利用を望む声が確認されており、また、長期構想や脱炭素化推進計画においても、脱炭素化に資する将来的な土地利用を見込んでいる。



【交流・観光機能にかかる主な施設計画】

③港の魅力に触れられる親水空間の提供

- 千歳運河沿いの物揚場について、老朽化していることや利用ニーズが変化していることから、千歳運河周辺のレトロな景観に配慮した親水護岸や緑地護岸への利用転換を進めるため、物揚場の廃止および新たな緑地を位置づける。



○みなとまちづくりの将来像

モノ・ヒトがどもに集う
出会い・憩い・賑わいの「みなとまち」
～新たな“よっかいら庵浦”的実現～



<凡例>
→：人の流れを表すイメージ
↔：貨物線（鉄道）

○将来像の実現に向けた5つの戦略

歴史・文化	古き良き港景観・文化を学び、楽しめる“みなとまち”をつくる
交流・賑わい	ヒトを引き寄せ、交流と賑わいがあふれる“みなとまち”をつくる
ゲートウェイ	旅のゲートウェイとして世界とつながる“みなとまち”をつくる
まちとの連携	まちとつながり、訪れやすい“みなとまち”をつくる
安全・安心	物流と人流が安心して共存できる“みなとまち”をつくる



出典：四日市みなとまちづくりプラン[基本構想]
(令和3年11月、四日市みなとまちづくり協議会)

【防災・安全機能にかかる主な施設計画】

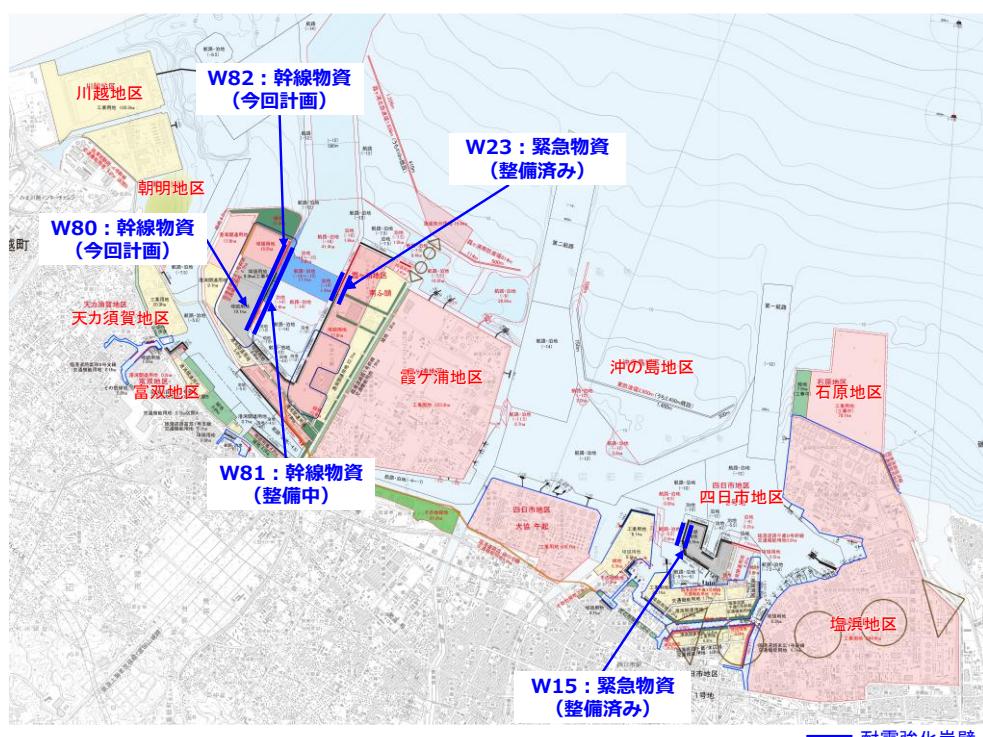
④海面処分用地の確保

- 石原地区の海面処分用地の埋立完了後には、航路や泊地整備で発生する浚渫土、維持浚渫土砂、県内工事や海岸事業の発生土の新たな受入先を確保する必要があることから、海面処分用地を新規計画として位置づける。
- 海面処分用地の候補地は、土地造成の制約が少なく利便性の高い用地を形成できること、土地需要や受入土量の増加にも対応できる拡張性を有することを踏まえ、霞ヶ浦防波堤沖合に海面処分用地を位置づける。
- 将来的な土地利用を見据え、海面処分用地へのアクセス道路について引き続き検討・調整を進める。



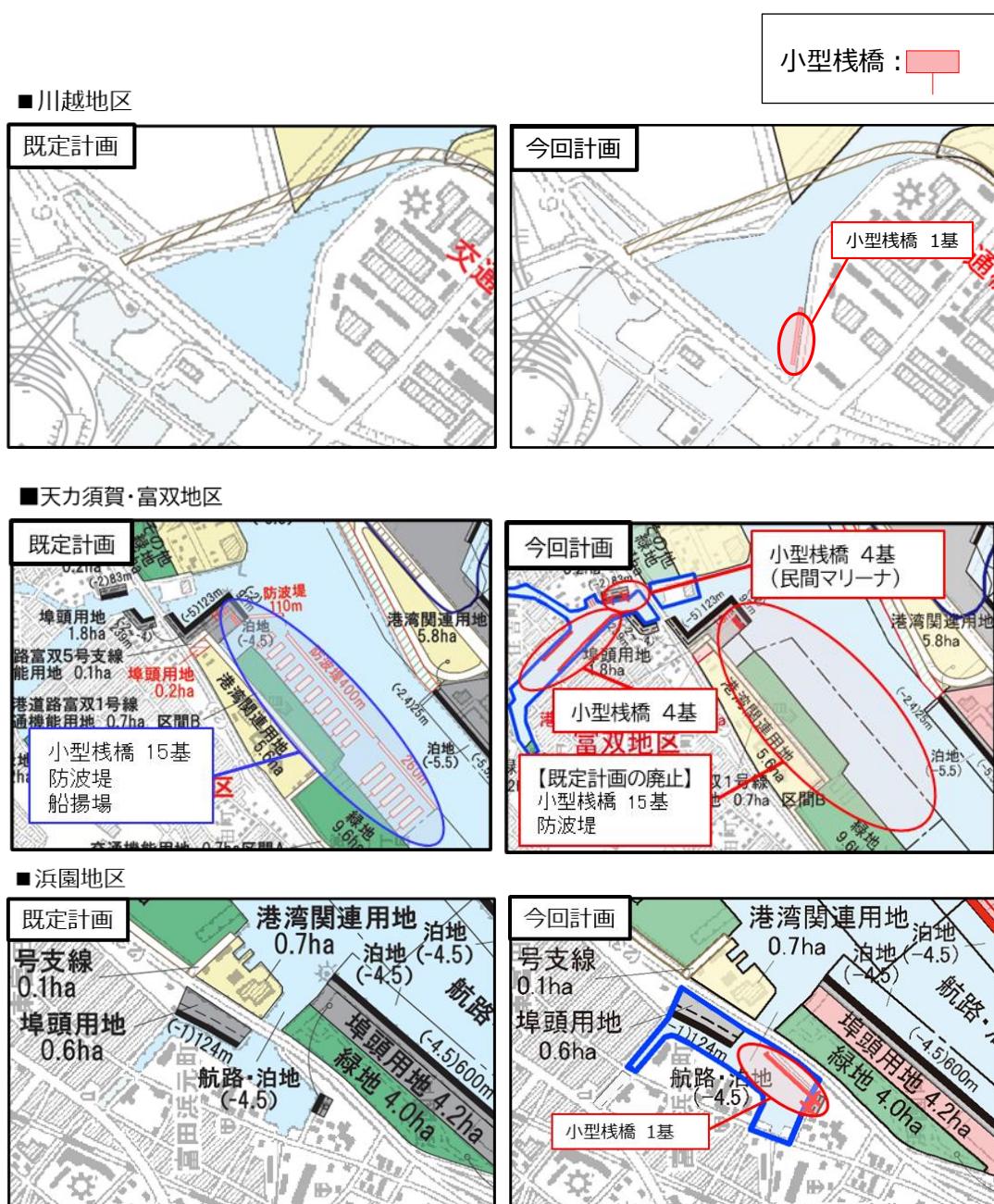
⑤ 耐震強化岸壁（幹線貨物輸送用）の整備

- ・南海トラフ地震等大規模災害が発生した際には、港湾物流機能が停止し、背後圏産業や経済活動に甚大な影響を及ぼすため、重要な幹線貨物輸送ネットワークの拠点となるターミナルについて、仮に被災した場合でも直ちに復旧可能な対策を講じる必要がある。
- ・背後地域の経済活動に不可欠な国際海上コンテナ物流機能を維持するため、工事中の霞ヶ浦北埠頭 81 号岸壁（W81）に加えて、霞ヶ浦北埠頭 80 号岸壁（W80）及び霞ヶ浦北埠頭 82 号岸壁（W82）を幹線貨物輸送の拠点に必要な耐震強化岸壁として位置付ける。

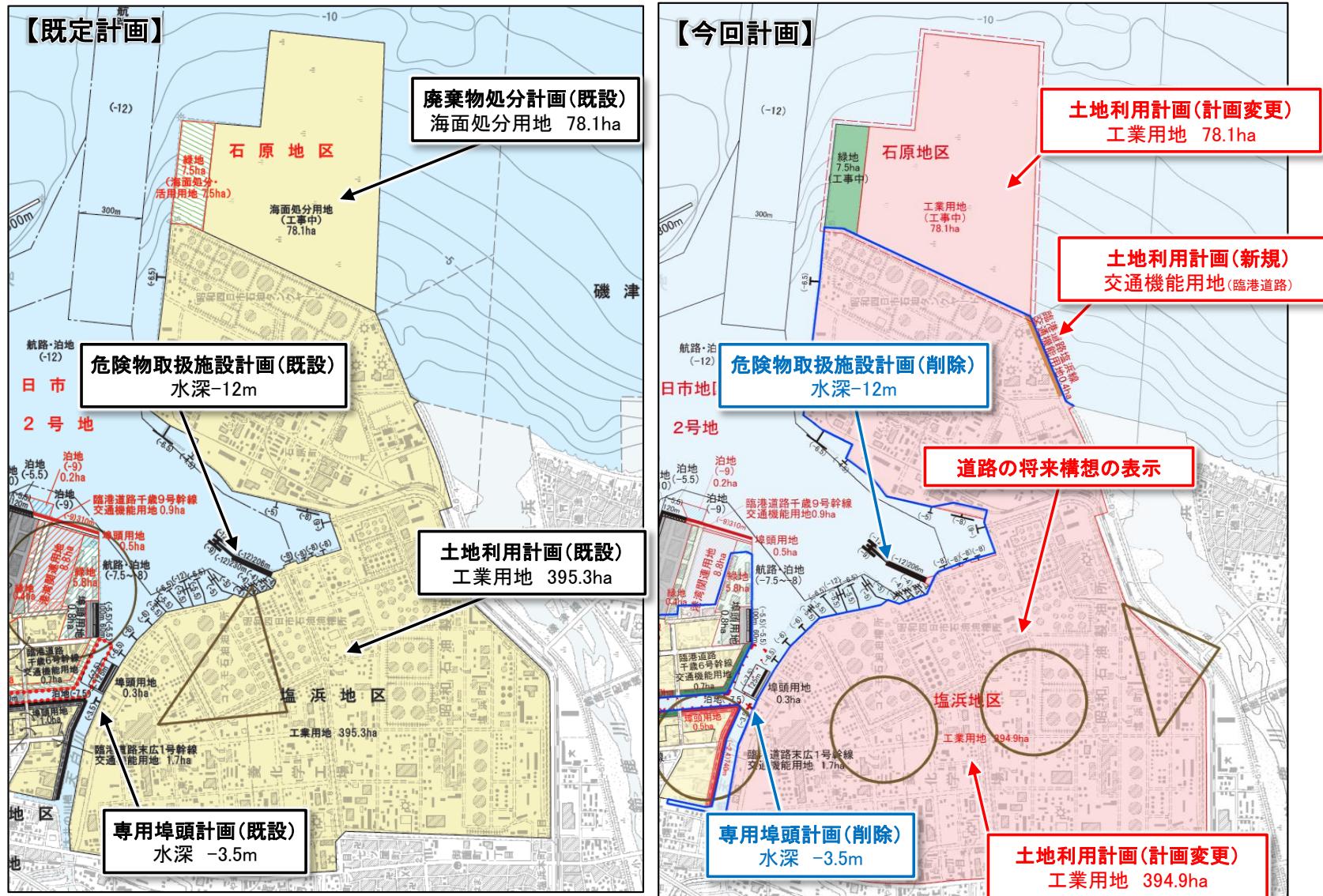


⑥ 小型船舶の適正収容

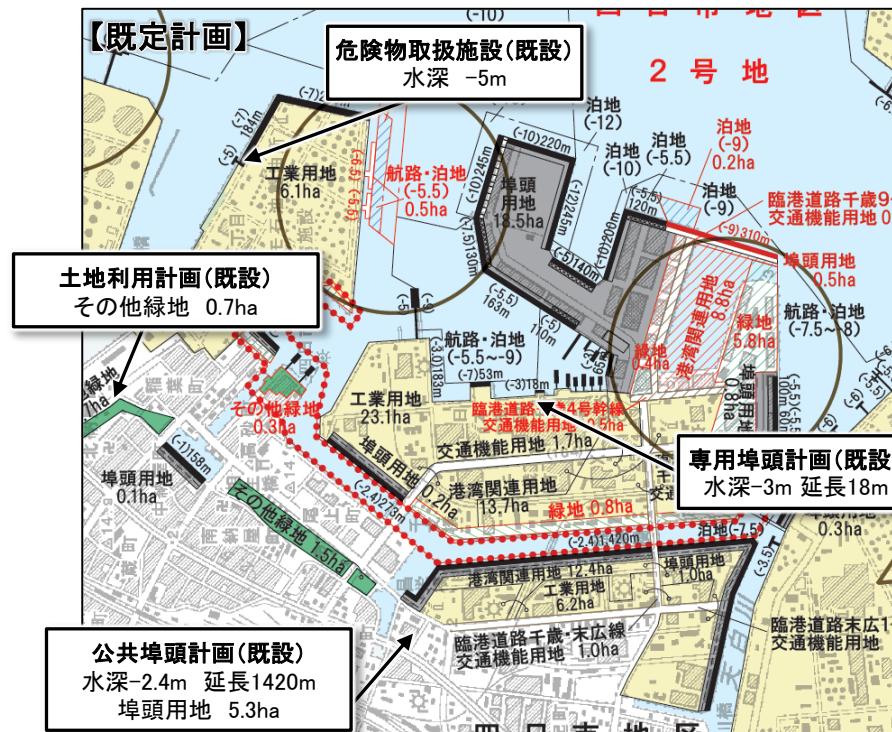
- ・プレジャーボート及びプレジャーボート以外（作業船・ポートサービス船・漁船等）の隻数・船型をもとに、各地区に分散する小型船だまりにおける小型船の収容隻数を設定しており、放置艇対策などの取組を進めてきたプレジャーボートについては、一部の護岸前面水域に小型桟橋を整備することで、全ての隻数を収容することが可能であることが確認された。
- ・プレジャーボート以外の小型船については、既存の係留施設において、全ての船舶が収容可能であることが確認された。
- ・これを踏まえ小型船だまり計画を見直し、各地区において小型桟橋の設置を計画に位置づける。



4. 計画変更内容【石原・塩浜地区】



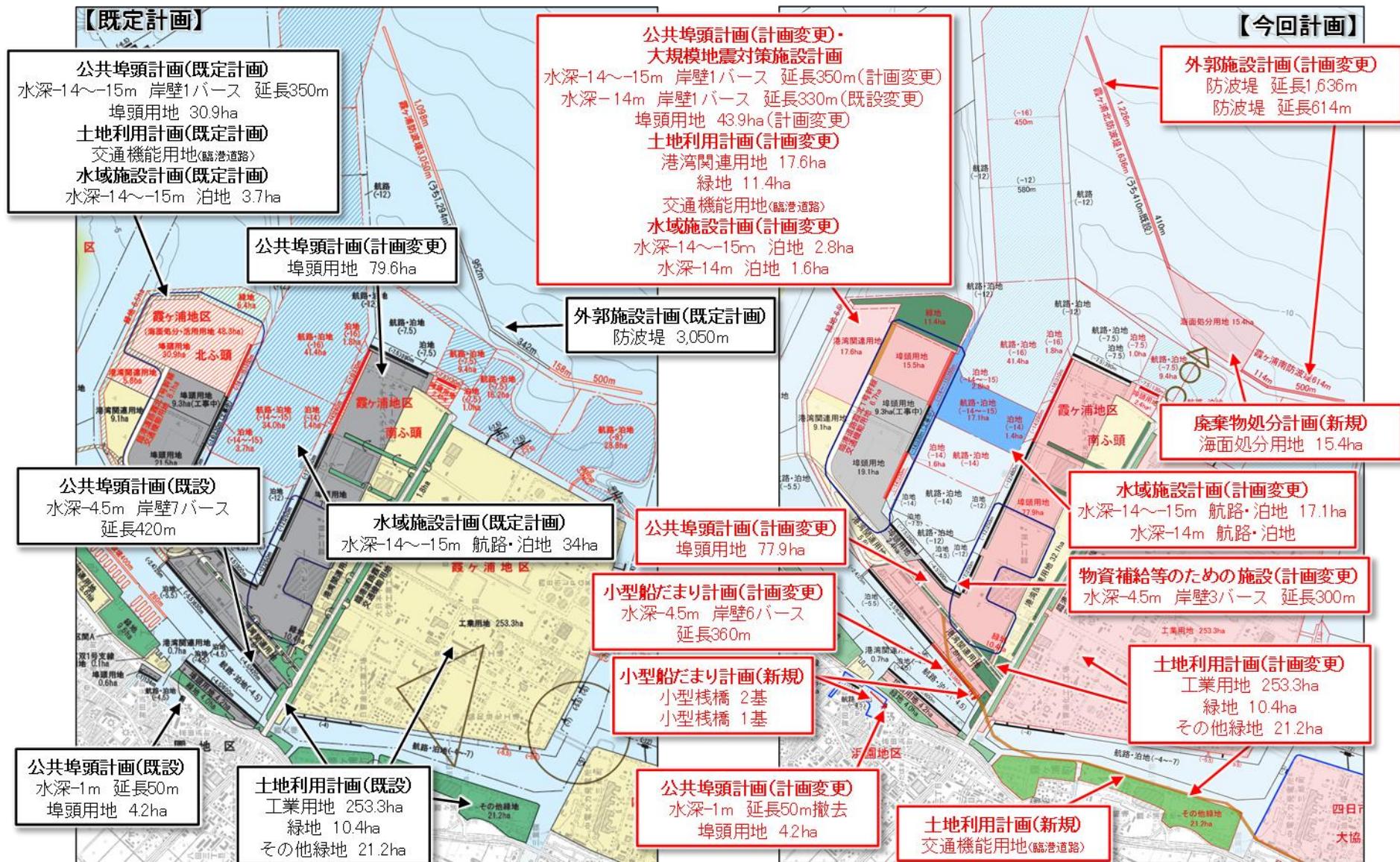
【四日市地区】



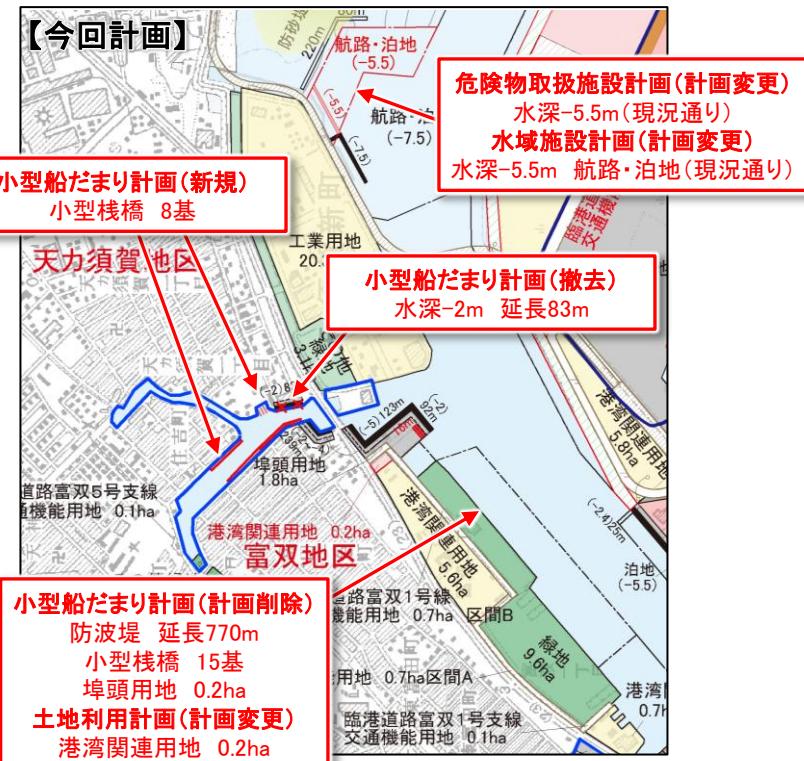
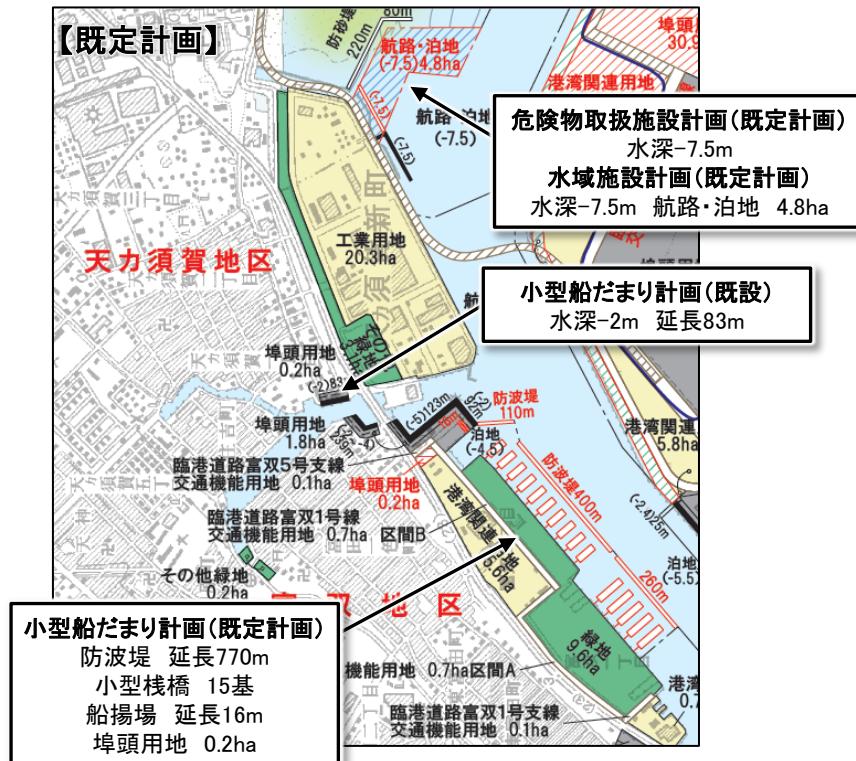
小型船だまり計画(既設変更)
水深-2.4m 延長380m
水深-2.4m 延長740m
埠頭用地 0.3ha
埠頭用地 0.5ha

土地利用計画(計画変更)
緑地 1.0ha

【霞ヶ浦・浜園地区】



【富双地区、天力須賀地区、川越地区】



○ 四日市港港湾計画書（案）

